

**日新電機グループ
グリーン調達ガイドライン
(第4版)**

2018年4月

日新電機株式会社

はじめに

地球環境の保全が人類共通の重要課題であるとの認識が企業経営においても重要視されています。

私たち日新電機および関係会社における役割としては、製品・技術を通して少しでも地球環境保全のために貢献することであり「社会と産業の基盤を支える企業活動を通じて、環境と調和し活力ある社会の実現に貢献する」という企業理念に基づき、クリーンエネルギーをはじめ、省エネルギーや排煙処理等の環境保全に有効な新技術・製品の開発および省エネルギー、省資源・リサイクルなどの活動専門委員会を組織し、環境問題に取り組むなど、企業活動のあらゆる面で、環境の保全と調和に配慮して行動しております。

このような観点から、調達活動においても環境への負荷の少ない物品およびサービスを優先調達するとともに、有害化学物質の不使用や削減を目指した「グリーン調達」の推進に取り組むべく、2002年に「グリーン調達ガイドライン」を制定いたしました。

その後、特に、欧州連合では、「RoHS 指令」や「REACH 規則」など製品に含有する化学物質の顧客への伝達義務、含有禁止物質の増加などの法規制が強化されてきました。また、このような製品に含まれる化学物質の規制は全世界に広がり、多くの化学物質を管理することが必要となってきました。

これらの規制に対応するため、「グリーン調達ガイドライン」を改定いたしました。

今後、日新電機および関連会社の調達部門は、このガイドラインに基づきお取引先様と共にグリーン調達を推進していきたいと考えております。

地球環境保全に対する取り組みの重要性をご理解いただき、ご協力の程よろしく願いいたします。

目次

1. 日新電機の環境保全活動	1
2. 日新電機グリーン調達の方 考 え 方	2
2-1 目的	
2-2 日新電機の取 り 組 み	
2-3 本ガイドラインの適用範囲	
2-4 お取引先様の評価・選定基準	
3. 環境関連物質と管理ランクの定義	3
3-1 環境関連物質の定義	
3-2 管理ランクの定義	
4. お取引先様への調査について	4
4-1 調査対象	
4-2 調査方法	
4-3 調査実施	
4-4 機密保持	
5. 本ガイドラインの取扱いについて	5
6. お問い合わせ先	5

【付属資料】

【付表 1】 環境関連物質リスト

1. 日新電機の環境保全活動

当社は、「環境方針」を制定し、環境の保全と調和に取り組んでいます。

[企業理念]

日新電機グループは、社会と産業の基盤を支える企業活動を通じて、環境と調和し活力ある社会の実現に貢献します。

[環境方針]

環境汚染の予防を推進し、持続可能な資源の利用、気候変動への対応に努める。
環境関連法令の順守を徹底し、環境活動の継続的改善に努める。
これらの環境負荷低減を目指し、次の活動を重点的に取り組む。

[環境活動の重点項目]

1. 環境配慮製品・サービスの普及拡大・創出
2. エネルギー使用量の削減
3. SF₆の大気排出の抑制
4. 資源節約と廃棄物削減・再利用の促進
5. 化学物質排出・漏洩等による環境汚染の防止

2. 日新電機グリーン調達の方考え方

2-1 目的

「社会と産業の基盤を支える企業活動を通じて、環境と調和し活力ある社会の実現に貢献する」という企業理念に基づき、その一環として、環境への負荷の少ない製品・部品・材料・原料のグリーン調達を推進します。

2-2 日新電機の取り組み

- (1) 環境保全を推進しているお取引先様からの調達促進。
- (2) 環境への負荷が少ない製品・部品・材料・原料の調達率拡大。

2-3 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、全ての調達品・サービスに適用します。

2-4 お取引先様の評価・選定基準

お取引先の選定に当たっては、品質（Q）・価格（C）・納期（D）・サービス（S）に加え、お取引先様の環境保全活動への取り組み状況（E）を評価します。

(1) 評価項目

- ① ISO14001 の認証または KES や第三者機関の認証を取得していること。
- ② グリーン購入を実施している。または推進計画があること。
- ③ ISO14001 や KES、第三者機関の認証の取得計画がある、または環境保全に対し、以下 10 項目の取り組みが積極的に実行されていること。
 - a) 環境管理推進組織の設置
 - b) 当該組織の社内的位置付け、および機能の明確化
 - c) 経営トップの当該組織への参画状況
 - d) 水質汚濁防止法等の環境関連法規の遵守
 - e) 環境を配慮した資材活用の計画
 - f) 環境に配慮した製造工程の改善計画
 - g) 従業員への環境保全に関する教育計画と実施状況
 - h) 当社環境方針の理解
 - i) 当社が定める使用禁止物質を使用していないこと
 - j) 環境に配慮した製品作りの推進
- ④ 前提条件として、近年、関係監督官庁からの環境に関する処罰を受けていないこと。

(2) 選定基準

① お取引先様の選定基準

上記の評価項目に基づき、環境保全活動を推進されているお取引先様からの調達を優先する。

②調達品・サービスの選定基準

品質および価格に加えて環境負荷低減に関する次の項目について、より優れている調達品を優先的に採用します。

- a) 環境関連物質の管理
調達品に含有される環境関連物質が、第3章の管理ランクに応じ禁止・削減・管理されていること。
- b) 省資源
資源の消費が少ないこと。
- c) 長期使用可能
長期間の使用ができること。
- d) リユース可能
リユース（再使用）が可能であること。
- e) リサイクル可能
リサイクルが可能であること。
- f) リサイクル材料の利用
リサイクル材料を多く利用していること。
- g) 処理処分の容易性
廃棄されるときに処理や処分が容易なように解体配慮設計されていること、または分解可能なこと。
- h) 省エネルギー
エネルギーの消費が少ないこと。
- i) 生物多様性
生物多様性について考慮されていること。

3. 環境関連物質と管理ランクの定義

3-1 環境関連物質の定義

環境関連物質＝（a）－（b）

（a）母集団の基準：次に挙げる、法令等で規制されている物質

- ・ 労働安全衛生法 製造禁止有害物質
- ・ 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 第1種特定化学物質
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 特定物質（除 HCFC）
- ・ 欧州 RoHS（電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限）指令
- ・ 欧州 REACH Annex X VII（制限物質）
- ・ 欧州 REACH 認可対象候補物質（高懸念物質、SVHC）

（b）選定除外物質：調達品に含有されないと考えられる物質（例えば有機合成原料）および農薬、医薬品などに用途が限定される物質。

3-2 管理ランクの定義

A：【使用禁止物質】（付表 1 参照）

日本の法令で使用・製造を禁止されているもの

B：【含有全廃物質】（付表 1 参照）

欧州 RoHS 指令で使用禁止となっているもの

労働安全衛生法の鉛と特定化学物質の内、当社製品に含有して出荷するもの

C：【含有調査物質】

含有調査物質は、販売・譲渡するとき、海外の法令で報告の必要があるもので、アーティクルマネージメント推進協議会(JAMP)が規定する「JAMP 管理対象物質 Ver.（最新版）」に順じます。

[URL] <http://www.jamp-info.com/list>

含有状況を把握し、含有があれば弊社に含有状況を報告ください。

4. お取引先様への調査について

4-1 調査対象

お取引先様の環境保全活動に関する取り組みについて、部品・材料・設備・事務用品を納入していただくお取引先様（製造業者様は事業所）を対象とします。

※貴社が商社・代理店の場合には、納入していただく商品の製造業者様に記入をご依頼いただくか、貴社の責任において調査・回答いただいても結構です。

4-2 調査方法

グリーン調達取引先調査と部品等の環境関連物質(管理ランク毎)の調査を実施いたします。

別途、調査依頼を行いますので、必要事項をご記入後、ご返送をお願いします。

なお、様式類は下記の URL にご用意しておりますので、適宜ダウンロードください。

[URL] <http://nissin.jp/procurement/index.html>

4-3 調査実施

調査は原則として年 1 回とします。なお、新規のお取引や調査票の内容に変更が生じた場合は、その都度調査票の提出をお願いします。

4-4 機密保持

ご回答いただいた内容は、弊社社内のみで使用し、外部に公表することはありません。

5. 本ガイドラインの取り扱いについて

本ガイドラインでは、リストなどの中にいくつかの材料について法令の引用と規制限度について言及していますが、これらの引用および規制限度を遵守目的で利用しないでください。

また、材料および化学物質に関する望ましい使用方法ならびに法的規制・禁止の例も提示していますが、それらの例は参照のためだけのものであり、全ての使用方法・規制・禁止を包括的に言及しているわけではありません。個別の遵守については法令に従ってください。

本ガイドラインに記載された目的に合致しないガイドラインの利用については、責任を持つ、もしくは保証するものではありません。

本ガイドラインに材料および化学物質が列挙されていても、その列挙によってそれらの環境または健康への影響に関する判断を暗示または表示をしているわけではありません。

6. お問い合わせ先

日新電機株式会社

生産技術部

設備・環境グループ

TEL (075) 864-8913

FAX (075) 864-8431

E-mail: ern@ml.nissin.co.jp

調達部

企画管理グループ

TEL (075) 864-8325

FAX (075) 871-5150

E-mail: web-green-pro@ml.nissin.co.jp

【改訂履歴】

2002年 4月

初版発行

2004年10月

改訂版発行

2010年11月

改訂版発行

2018年 4月

改訂版発行

付表1環境関連物質リスト

No	管理 ランク	和名	用途例	適用法(略記含む)/指針
1	A	アスベスト(石綿)	摩擦材料、ガスケット、断熱材、保温材、プレーキライニング	労働安全衛生法(製造等禁止物質)
2	A	三置換有機スズ化合物 ビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTO) トリフェニルスズ化合物(TPT) トリブチルスズ化合物(TBT)など	船底塗料、漁網防腐剤、インキ、ゴム	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(第一種特定化学物質)
3	A	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が2以上)	機械油等	
4	A	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)	熱媒体、コンデンサ油、旧式トランス、ノンカーボン紙	
5	A	(2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール)	プラスチック樹脂用紫外線吸収剤、プラスチック建材	
6	A	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	フィルムとプラスチックの帯電防止剤	
7	A	ヘキサクロロベンゼン	防カビ材、殺虫剤	
8	A	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)	難燃剤	
9	A	短鎖型塩化パラフィン (炭素数 10~13)	PVC 用可塑剤、難燃剤	
10	A	ポリ塩化ターフェニル (PCT類)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、可塑剤、防火材、誘電体シーラント	事実上の禁止物質 (PCBと同類)
11	A	オゾン層破壊物質 ※1	フロンガス、冷媒、発泡剤、消化剤	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
12	B	カドミウム及びその化合物 ※2	顔料、電池、合金、めっき、塩ビ安定剤、接点、プラスチック	欧州RoHS2(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限)指令 労働安全衛生法(鉛と特定化学物質の内製品に含有して出荷するもの)
13	B	六価クロム化合物	顔料、研磨剤、めっき	
14	B	鉛及びその化合物 ※2	鉛管、鉛板、蓄電池、電線被覆、はんだ、ゴムの硬化剤(二酸化鉛)、防腐剤、ガラス、プラスチック、塗料	
15	B	水銀及びその化合物 ※2	乾電池、蛍光灯、水銀スイッチ、温度計、触媒、分析用試薬	
16	B	ポリ臭素化ビフェニル (PBB類)	難燃剤、プリント基板、樹脂	欧州RoHS2(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限)指令
17	B	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE類)	難燃剤、プリント基板、樹脂	
18	B	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	可塑剤	
19	B	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	可塑剤	
20	B	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	可塑剤	
21	B	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	可塑剤	
22	B	リフラクトリーセラミック ファイバー(RCF)	断熱材、耐火材、吸音材、充填材	労働安全衛生法(特定化学物質の内製品に含有して出荷するもの)

※1: モントリオール議定書対象物質
 ※2: 金属にはその合金を含みます。

<管理ランクの定義>
 A:【使用禁止物質】
 B:【含有全廃物質】